

高齢者居住安定確保計画について

1. 制度の背景等

(1) 高齢者の居住の安定確保に関する法律について

高齢者の居住の安定確保に関する法律〈高齢者住まい法〉(平成13年6月)

- 民間活力を利用した高齢者向け賃貸住宅の供給促進
- 高齢者が円滑に入居し、安心して生活できる賃貸住宅市場の整備
- 高齢者自らによる持家のバリアフリー化の推進

高齢者すまい法の一部改正(平成21年)

- 国土交通大臣及び厚生労働大臣による基本方針の策定
- 都道府県が定める高齢者の居住の安定の確保に関する計画制度の創設
- 高齢者円滑入居賃貸住宅及び高齢者専用賃貸住宅の制度改善
 - ・高円賃及び高専賃の登録基準を設定
 - ・登録した住宅の管理状況の報告徴収制度の創設等、指導監督の強化
- 高齢者居宅生活支援施設と一体となった高齢者向け優良賃貸住宅(高優賃)の供給の促進

※ 高齢者住まい法基本方針において、市町村においても、「高齢者居住安定確保計画」を定めることが望ましいとされている。

高齢者すまい法の一部改正(平成23年)

- 介護・医療・住宅が連携し安心できる住まいの供給促進と入居者保護を図る。
- 高齢者へ支援サービスを提供する「サービス付き高齢者向け住宅」の登録制度の創設

(2) 高齢者の居住の安定確保計画制度の背景等

- 【背景】
- 高齢化の進展(特に高齢単身者、要介護高齢者の増加)
 - 住宅のバリアフリー化の立ち後れ、生活支援サービス付住宅の不足

住宅政策と福祉政策が一体となり高齢者の居住の安定確保の取り組みを強化

「高齢者の居住の安定確保に関する法律」(平成13年法律第26号)の改正により、平成21年に高齢者居住安定確保計画制度が創設された。この計画は、都道府県の住宅部局と福祉部局が共同で、高齢者の住まいの状況をトータルに捉え、居住する場所、バリアフリー化、高齢者居宅支援体制等の確保のために必要な施策等を位置づけるものとして策定する計画である。

計画の概要

【計画に定める事項】

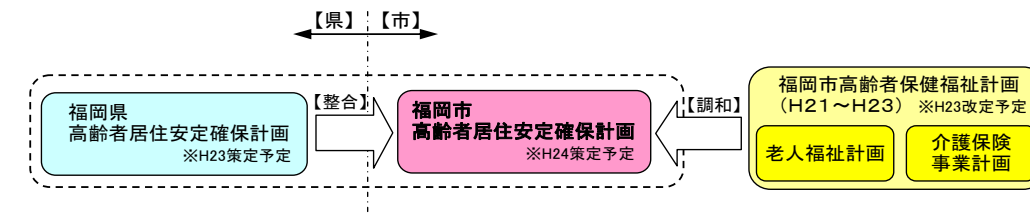
- ・高齢者に対する賃貸住宅及び老人ホームの供給の目標
- ・高齢者が入居する賃貸住宅の管理の適正化に関する事項
- ・高齢者に適した良好な居住環境を有する住宅の整備の促進に関する事項
- ・高齢者が居宅において日常生活を営むために必要な保健医療サービス又は福祉サービスを提供する施設の整備の促進に関する事項

2. 福岡市における取り組みについて

- ・福岡市においても、高齢化が進展し、特に単身・夫婦のみの高齢者や要介護・要支援の高齢者等が増加している。このような状況に対応するために、本市の実情に応じた高齢者の「住まい」に関連する施策を講じていく必要がある。
- ・そのためには、保健福祉局と住宅都市局が連携し、共通の目標を設定し、住宅関連施策のみではなく、福祉関連の生活支援サービス等も含め、高齢者のニーズに沿った施策を展開していく必要があるため、福岡市においても「福岡市高齢者居住安定確保計画」を策定するもの。

3. 計画の位置付け

「福岡市高齢者居住安定確保計画」については、福岡県が平成23年度に策定予定である「福岡県高齢者居住安定確保計画」との整合が必要であり、また、保健福祉局が策定する関連計画である「福岡市高齢者保健福祉計画」との調和も図る必要がある



4. 計画策定体制

「福岡市高齢者居住安定確保計画」については、住宅部局と福祉部局が共管で策定する計画であるため、住宅施策及び福祉施策それぞれの分野の有識者、事業者等で構成した委員会において、検討を行うものとする。

○ 検討委員会委員名簿

職名	氏名
九州大学大学院人間環境学研究院講師	志賀 勉
近畿大学九州短期大学生生活福祉情報科准教授	澁田 英敏
(社)福岡市社会福祉協議会 事務局長	新徳 重昭
福岡市老人福祉施設協議会 事務局	中原 啓智
(社)福岡県宅地建物取引業協会 事務局長	丸尾 好幸
(独)都市再生機構九州支社住まいサポート業務部 企画チーム チームリーダー	矢嶋 賢一
(社)福岡県社会福祉士会 理事	矢羽多 昭生

5. 検討スケジュール

平成23年度 ・高齢者の居住についての現状と課題の把握、目標及び施策の検討

平成24年度 ・パブリックコメントの実施、計画策定

※ なお、計画については、検討過程において、適宜、住宅審議会及び議会などへ報告を行い、そこで出された意見を十分踏まえながら策定するものとする。